

「相模川水系相模川・中津川河川整備計画（原案）」について、  
学識経験を有する者、関係住民等、関係県及び流域自治体からいただいた  
ご意見に対する関東地方整備局及び神奈川県のお考え方

本資料は、「相模川水系相模川・中津川河川整備計画（原案）」について学識経験を有する者、関係住民等、関係県及び流域自治体からいただいたご意見に対する関東地方整備局及び神奈川県の考え方を示したものです。

なお、できるだけわかりやすくご説明する観点から、いただいたご意見について、その論点を体系的にいただいたご意見の概要として整理したうえで、ご意見の概要ごとに関東地方整備局及び神奈川県の考え方を示しています。このため、ご意見を提出していただいた方が指定した章節と、関東地方整備局及び神奈川県の考え方を示した章節が一致していない場合があります。

国土交通省 関東地方整備局  
神 奈 川 県

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局及び神奈川県のお考え方
1.1 相模川の流域及び河川の概要	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河口干潟について</li> <li>・ 相模川の河口干潟は生物的機能としては消滅したという認識であり、シギ・チドリの中継地とはなっていないため、原案の表現を修正すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご意見を踏まえて修正します。</li> </ul>
	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定外来生物の対策について</li> <li>・ 特定外来生物に対する取組について、記述内容が不足しているため、追記すべき。</li> <li>・ 外来動物の駆除について、積極的活動する旨の記述を追記すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご意見の趣旨については、宮ヶ瀬ダム湖周辺において、特定外来生物に対する取組が行われている旨、案「2.3(2)自然環境」に記載しました。</li> <li>・ 外来種については、「外来種被害防止行動計画」等に基づき、適切に対応してまいります。</li> </ul>
	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 動植物の生息・生育の表現方法について</li> <li>・ 「生息」を「生息・繁殖」の表現に変更すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別の事項に応じて、「生息」と「生息・繁殖」を使い分けて記載しています。</li> </ul>
1.2 治水の沿革	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 治水の沿革について</li> <li>・ すべての洪水の流域平均雨量2日雨量を記載すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主な洪水の流域平均2日雨量については、正確な2日雨量の記録が確認できた洪水のみ、原案「1.2 治水の沿革」に記載しています。</li> </ul>
1.3 利水の沿革	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利水の沿革について</li> <li>・ P11 6～7行目の「給水が解除された」とあるが、これは「給水制限が解除された」の誤記であり修正すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご意見を踏まえて修正します。</li> </ul>
1.4 河川環境の沿革	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川環境の沿革について</li> <li>・ 相模湖、津久井湖が湖沼指定され環境基準が定められた旨の内容を追記すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご意見を踏まえて修正します。</li> </ul>
2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する現状と課題	7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する現状と課題について</li> <li>・ 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する「課題」についても明記すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 課題については、堤防の断面不足箇所において、浸水被害が懸念される旨などを原案「2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する課題」に記載しています。</li> </ul>

章節	論点 番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局及び神奈川県の方 考え方
	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流域対策について</li> <li>・洪水対策は流域として課題を捉え、遊水機能を持つ水田や樹林地を際限なく開発してしまうことを問題として捉えるべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見の趣旨については、原案「6.1 流域全体を視野に入れた総合的な河川管理」に記載しています。</li> <li>・なお、流域対策が必要な支川については、支川の計画において検討してまいります。</li> </ul>
	9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防整備について</li> <li>・優先的に堤防を整備する区間、堤防構造を工夫する対策を行う区間の具体的場所を示すべき。</li> <li>・今後整備が必要な区間と、優先的に堤防を整備する区間、堤防構造を工夫する対策を行う区間の関係を示すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優先的に堤防を整備する区間、堤防構造を工夫する対策を行う区間については、関東地方整備局のHPにて公表しています。 <a href="http://www.ktr.mlit.go.jp/river/bousai/river_bousai00000110.html">http://www.ktr.mlit.go.jp/river/bousai/river_bousai00000110.html</a></li> <li>・優先的に整備が必要な区間（表 2-2）は、今後整備が必要な区間（表 2-1）において、概ね 5 年間で優先的に整備が必要な区間を示しています。また、堤防構造を工夫する対策を行う区間については、当面の間、堤防整備に至らない区間などについて、越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策を概ね 5 年間で行う区間になります。</li> </ul>
	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河岸侵食について</li> <li>・河岸侵食モニタリング結果を公開すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いただいたご意見については、今後の参考にさせていただきます。</li> </ul>
2.3 河川環境の整備と保全に関する現状と課題	11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アユの産卵場について</li> <li>・アーマーコート化により、アユの産卵場が減少している内容を記載すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見の趣旨については、相模川、中津川及び小鮎川の三川合流点付近では土丹が露出するようになり、土丹上には砂礫が留まるのが難しいため、範囲の拡大や河床低下の進行の可能性があり、アユの産卵場の減少が懸念される旨、案「2.3 (2) 自然環境」に記載しました。</li> </ul>
	12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水質の測定結果について</li> <li>・水質の測定結果をもっと記載すべき</li> <li>・水質が改善されていることを原案中に示すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水質測定結果の記載については、統計期間を長くすると、文章の量が極めて多くなることから、近年の測定結果のみを記載しています。</li> <li>・ご意見の趣旨については、相模川、中津川及びダム貯水池の水質において、環境基準を達成している旨を案「2.3 (1) 水質」に記載しました。</li> </ul>

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局及び神奈川県のお考え方
	13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外来植生の表記について</li> <li>・「外来植生」という表記は、「外来植物」という表記に修正すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見を踏まえて修正します。</li> </ul>
	14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川内の民有地について</li> <li>・銀河大橋から下流の河口近くまでの河川敷は、民地が多く公有地とすることが良い旨を追記すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見の趣旨については、原案「2.3.(3)河川空間の利用」に記載しているとおり、自然地等の維持管理については、これまでも沿川自治体及び地域住民と連携して実施しており、今後も継続して実施していく必要があると考えています。</li> </ul>
	15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関との連携について</li> <li>・河川がもつ生物多様性や自然環境のネットワーク機能を保全するための方策、河川特有の自然環境を保全するために河川管理者と自治体、市民団体等との連携方策について具体的に明記すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見の趣旨については、原案「4.3 河川環境の整備と保全に関する目標」に記載しています。</li> <li>・具体的に記載すべきとのご意見については、河川環境の変化に応じて順応的に対応していくことが重要との認識から、学識経験者等の意見を聴きながら順応的に対応していきます。</li> </ul>
2.4 河川維持管理の現状と課題	16	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河道の樹林化について</li> <li>・水害防備保安林と維持管理対象となる高水敷樹林とを区分けして記載すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河道内の樹木管理に関しては、原案「5.2.1(2)河道の維持管理」において、流下能力の低下などの支障をきたす恐れがある場合に、樹木の伐採を実施する旨を記載しています。</li> </ul>
2.6 平成27年9月関東・東北豪雨災害で明らかとなった課題	17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年9月関東・東北豪雨災害で明らかとなった課題について</li> <li>・平成27年9月関東・東北豪雨災害で明らかとなった課題について、相模川・中津川に必要な対応を記述すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見の趣旨については、原案「5.1.1(1)7施設の能力を上回る洪水を想定した対策」、「5.1.1(2)6施設の能力を上回る洪水を想定した対策」及び「5.2.1(12)洪水氾濫に備えた社会全体での対応」に記載しています。</li> </ul>
2.7 気候変動の影響による課題	18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気候変動の影響による課題について</li> <li>・気候変動の影響による課題について、相模川・中津川での事例についても記載すべき。</li> <li>・地球温暖化に対する相模川・中津川で実施する対策を記載すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見の趣旨については、原案「4.河川整備計画の目標に関する事項」に記載しているとおり、気候変動に伴う降水形態の変化等により渇水や洪水等のリスクが高まると予想されているため、気候変動のリスクに総合的・計画的に適応する施策を検討してまいります。</li> </ul>

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局及び神奈川県のお考え方
3.2 計画対象期間	19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画対象期間について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画対象期間内でも定期的な見直しを実施すべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご意見の趣旨については、原案「3.2 計画対象期間」に記載しています。</li> </ul>
4. 河川整備計画の目標に関する事項	20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川整備計画の目標や優先順位に関する事項について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関や地域住民と十分に連携して整備計画を進めるべき。</li> <li>・ 整備箇所や優先度や整備目標年度などの実施計画を策定するのであれば事前に提示すべき。</li> <li>・ 整備メニューの優先順位や具体的な計画を示すべき。</li> <li>・ 河川整備計画は、整備内容だけでなく整備目標流量を示したものと記載すべき。</li> <li>・ 河川環境の整備と保全に関しては、相模川・中津川の特徴に配慮すべき</li> <li>・ 生物多様性の確保、保全を行うという考え方に沿った多自然川づくりについての具体的な記載を行うべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご意見の趣旨については、原案「4. 河川整備計画の目標に関する事項」に記載しているとおり、相模川・中津川では地域の個性や活力を実感できる川づくりを目指すため、関係機関や地域住民と共通の認識を持ち、連携を強化しながら、治水・利水・環境に係わる施策を総合的に展開することとしています。</li> <li>・ また、河川整備計画は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川整備を行うための中期的な整備内容を示したものであり、適宜見直し、段階的・継続的に整備を行うこととしており、その実現に向けた様々な調査及び検討を行うこととしています。</li> <li>・ 整備目標流量を示すべきことのご意見については、原案「4.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標」に記載しています。</li> <li>・ 河川環境の整備と保全に関しては、原案「5.1.3 河川環境の整備と保全に関する事項」及び原案「5.1.3(2) 自然環境の保全と再生」に記載しています。</li> </ul>
4.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標	21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目標流量について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 流量配分図は、それが整備計画の目標流量であることを明確に示すべき。</li> <li>・ 整備計画目標規模が上流部で異なっており、磯部上流部の流量配分が示されていないため、原案に記載されていない項目を見直すべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご意見を踏まえて修文します。</li> <li>・ なお、目標流量の設定に当たっては、原案「4.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標」に記載しているとおり、過去の水害の発生状況、流域の重要性やこれまでの整備状況などを総合的に勘案するなどして設定しており、適切であると考えています。</li> </ul>

章節	論点 番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局及び神奈川県のお考え方
	22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水等の対策における目標について</li> <li>・「4.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標」について、市民の生命と安全を守る視点から、わかりやすく記載すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原案「4.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標」では、主に洪水に対する河川整備計画の目標流量に関する内容を記載しています。</li> <li>・なお、上記の目標を踏まえた具体的な整備の実施に関しては、原案「5. 河川の整備の実施に関する事項」に記載しています。</li> </ul>
4.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標	23	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流水の正常な機能の維持のための流量確保策について</li> <li>・寒川取水堰下流地点の正常な機能の維持のための流量 12m<sup>3</sup>/s を確保する方策を記載すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見の趣旨については、原案「5.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項」に記載しているとおおり、河川水の利用については、日頃から関係水利使用者等との情報交換に努め、水利権の更新時には、水利の実態に合わせた見直しを適正に行うこととしています。</li> </ul>
4.3 河川環境の整備と保全に関する目標	24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生態系ネットワークの形成について</li> <li>・「魚類の遡上・降下環境の維持等」について、維持に留まらず、「改善」という言葉も追記すべき。</li> <li>・相模川支川串川の相模川合流部に床止工が設置されており、生物の縦断的な連続性が損なわれているため、魚道の設置を検討すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見を踏まえて修文します。</li> <li>・河川の連続性の確保については、原案「4.3 河川環境の整備と保全に関する目標」に記載しています。</li> </ul>
	25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境の保全について</li> <li>・自然環境保全と河道機能維持のプライオリティについて、方針を記載すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見の趣旨については、原案「5. 河川の整備の実施に関する事項」に記載しているとおおり、河川の整備に当たっては、相模川流域の歴史及び文化等の地域特性も踏まえて、治水・利水・環境を一体的に捉え、それぞれの目標が調和しながら達成されるよう、総合的な視点で整備を進めることとしています。</li> </ul>
	26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動植物の生息・生育の表現方法について</li> <li>・「カワラノギク等の河原固有の動植物が生息・生育する」を「生育・生息・繁殖する」に修正すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見を踏まえて修文します。</li> </ul>

章節	論点 番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局及び神奈川県の方 考え方
	27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水質事故について</li> <li>・ 水質事故とはどのようなものか、またその対策について、示すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川に油や有害物質などが流れ込むことで、水環境が汚染されることを「水質事故」といいます。</li> <li>・ また、水質事故対策については、原案「5.2.3(1)水質の保全」に記載しています。</li> </ul>
	28	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 沿川自治体の地域計画について</li> <li>・ 「沿川の自治体が立案する地域計画」を「沿川の自治体が市民参加で立案する」に修正すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 沿川自治体の地域計画の立案手法については、沿川自治体の所管となるため、お答えできません。</li> </ul>
5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要	29	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川の整備の実施に関する事項について</li> <li>・ 河川整備を早期かつ着実に進めるべき。</li> <li>・ 河川の整備に当たっては、各河川環境の現状に配慮した、氾濫域の資産の集積状況、土地利用の状況等を総合的に勘案し」に修正すべき。</li> <li>・ 計画的に整備を実施すべき。</li> <li>・ 堤防の整備を早期に進めるべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご意見の趣旨については、原案「5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要」に記載しているとおり、氾濫域の資産の集積状況、土地利用の状況等を総合的に勘案し、適正な本支川、上下流及び左右岸のバランスを確保しつつ、段階的かつ着実に整備を進め、洪水、津波、高潮等による災害に対し、治水安全度の向上を図ることとしています。</li> <li>また、河川整備に当たっては、水質、動植物の生息・生育・繁殖環境、景観、親水に配慮する等、総合的な視点で推進することとしています。</li> </ul>
	30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新技術の概要について</li> <li>・ 新技術の開発の概要を記載すべきであり、環境に影響がある新技術は活用すべきでない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新技術は、主にこれから開発される新しい技術を示しているため、概要を記載することはできません。</li> <li>・ なお、原案「5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要」に記載しているとおり、河川の整備に当たっては、治水だけでなく環境等にも配慮した新技術の開発や活用の可能性を検討することとしています。</li> </ul>

章節	論点 番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局及び神奈川県のお考え方
5.1.1 洪水、津波、高潮等による被害の発生の防止又は軽減に関する事項	31	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 侵食対策について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利活用のある高水敷には低水護岸を整備すべきである。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご意見の趣旨については、原案「5.1.1(1)3 侵食対策」、「5.1.1(2)5 侵食対策」に記載しているとおり、水衝部が堤防に接近している箇所や今後堤防に接近するおそれのある箇所については、洪水等による侵食から堤防を防護するために、護岸による低水路の安定化や水衝部に関する調査・モニタリングを継続的に実施し、堤防防護のため必要な対策を実施することとしています。</li> </ul>
	32	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高潮対策について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高潮対策の対象地区に茅ヶ崎市柳島地区～平塚市馬入が記載されているが、地震津波対策の地区にこの地区は該当しないのか？</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該地区は地震・津波遡上対策の必要な区間に該当していません。</li> </ul>
	33	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地震・津波遡上対策について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地震・津波対策については、実施する対策により必要な高さが確保される旨を記述すべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご意見の趣旨については、耐震性能の照査結果に基づき、堤防の沈下を抑制する対策を実施し、必要な堤防高を確保する旨を案「5.1.1(1)相模川（国管理区間）5 地震・津波遡上対策」に記載しました。</li> </ul>
	34	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多自然川づくりについて <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 流下能力が不足している昭和橋スポーツ公園周辺の治水整備としては、昭和橋スポーツ公園の存続を前提とせず、多自然川づくりに基づく治水整備を優先すべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご意見の趣旨については、原案「5.河川の整備の実施に関する事項」に記載しているとおり、河川の整備に当たっては、相模川流域の歴史及び文化等の地域特性も踏まえて、治水・利水・環境を一体的に捉え、それぞれの目標が調和しながら達成されるよう、総合的な視点で整備を進めることとしています。</li> </ul>
	35	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施行の場所について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施行の場所を分かりやすく示してほしい。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原案「5.河川の整備の実施に関する事項」の施行の場所については、表示することが可能な項目のみ、原案「附図3 洪水対策等に関する施行の場所」において、概略で示しています。</li> <li>・ また、詳細な施行の場所については、記載することが可能な項目のみ、原案「5.河川の整備の実施に関する事項」の表中に示しています。</li> </ul>

章節	論点 番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局及び神奈川県のお考え方
5.1.3 河川環境の整備と保全に関する事項	36	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相模川水系河川環境管理基本計画について <ul style="list-style-type: none"> <li>・「相模川水系河川環境管理基本計画」は、策定から約30年経過しており、この計画に基づくという内容の記載は修正すべき。</li> <li>・適正な河川空間管理を行うために、策定されてから約30年経過している空間管理計画の補足説明を原案に記載すべき。</li> <li>・「相模川水系河川環境管理基本計画」は、策定から約30年経過しており、自治体が計画等を策定する際には、調整を実施すべき。</li> <li>・相模川水系河川環境管理基本計画の制定スケジュールを示すべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「相模川水系河川環境管理基本計画」については、策定から約30年経過しているということも踏まえ、流域自治体や地域住民等の意見を集約するなど今後検討していきたいと考えています。</li> <li>・「相模川水系相模川・中津川河川整備計画」は「相模川水系河川環境管理基本計画」とは異なるものであるため、いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</li> </ul>
	37	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川空間の適正な利用について <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境を保全しつつ、さまざまな河川利用に対する要望に対する整備を進めて欲しい。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見を踏まえて、原案「5.1.3(2)自然環境の保全と再生」「5.1.3(3)人と河川との豊かなふれあいの確保に関する整備」に記載しています。</li> </ul>
	38	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アオコ対策について <ul style="list-style-type: none"> <li>・相模湖（津久井湖）のアオコ対策としては、上流域（桂川）から流入するリンの濃度を削減する対策を実施すべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上流域（桂川）から流入するリンの流入削減対策は、本計画の対象外の事業となるため、いただいたご意見は今後の参考にさせていただきます。</li> <li>・河川管理者としては、原案「5.1.3(1)水質改善対策」に記載しており、引き続きエアレーション装置によるアオコの大量発生抑制に努めてまいります。</li> </ul>
	39	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川環境の整備と保全について <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域の計画」の記載方法を統一すべき。また、内容を十分把握したうえで、河川環境の整備と保全に関する事項を検討すべき。</li> <li>・「関係自治体や地域住民と・・・」を「関係自治体や地域住民、関係市民活動団体と・・・」に修正すべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見を踏まえて修正します。</li> <li>・なお、地域住民という記載は、関係市民活動団体を含むものとして記載しています。</li> </ul>

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局及び神奈川県のお考え方
	40	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川環境への具体の対策について <ul style="list-style-type: none"> <li>・何を河川環境として重要視して整備するのか明示し、具体策につながる計画とすべき。</li> <li>・環境については、順応的に対応していく具体的な方針を示すべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見の趣旨については、原案「5.1.3(2)自然環境の保全と再生」に記載しています。</li> <li>・河川整備計画は、河川工事の目的、種類、施行の場所等を定めるもので、必ずしも個別工事毎の工法等を示すものではありません。</li> <li>・また、具体的に記載すべきとのご意見については、河川環境は変化に応じて順応的に対応していくことが重要との認識から、学識経験者等の意見を聴きながら順応的に対応してまいります。</li> </ul>
5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	41	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川の維持の目的、種類及び施行の場所に関する表現方法について <ul style="list-style-type: none"> <li>・「関係機関や地域住民と・・・」を「関係機関や関係市民活動団体、地域住民と・・・」に修正すべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民という記載は、関係市民活動団体を含むものとして記載しています。</li> </ul>
5.2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	42	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防の草刈り、樹林化対策について <ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防の草刈については、動植物の生息・生育・繁殖環境等に配慮することを明記すべき。</li> <li>・自然環境・生物多様性に考慮して、維持管理を行うべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見の趣旨については、原案「5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所」に記載しているとおり、実施に当たっては、動植物の生息・生育・繁殖環境等に配慮することとしています。</li> </ul>
	43	<ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理における点検・巡視について <ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理における点検・巡視等ほどの程度の頻度で行うか、明記すべき</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相模川（国管理区間）における河川巡視は、一般巡視等を週5日程度実施しており、神奈川県管理区間においても、これに準じて実施しています。また、出水期前及び台風期等の適切な時期に、河道及び河川管理施設の点検を行っている旨を「相模川河川維持管理計画【国土交通大臣管理区間編】」に記載しています。 <a href="http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000669619.pdf">http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000669619.pdf</a></li> </ul>
	44	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相模川下流部の民地について <ul style="list-style-type: none"> <li>・不法行為などを起こらないようにするため、相模川下流部の民地を国有地としていくべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見の趣旨については、原案「5.2.1(6)不法行為に対する監督・指導」に記載しています。また、原案「2.3.(3)河川空間の利用」に記載しているとおり、自然地等の維持管理については、これまでも沿川自治体及び地域住民と連携して実施しており、今後も継続して実施していく必要があると考えています。</li> </ul>

章節	論点 番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局及び神奈川県のお考え方
5.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項	45	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相模川の環境教育について <ul style="list-style-type: none"> <li>・「環境教育の推進」について、相模川の特徴を反映したものに修正すべき。</li> </ul> </li> <li>・環境教育について、現在はどのように連携し、推進しているのか記述すべき。</li> <li>・社会教育として子どもの手本となるような大人となるための環境教育を推進すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見を踏まえて修正します。</li> </ul>
	46	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川環境の整備と保全に関する事項の具体的な対策について <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川環境の整備と保全に関する事項の具体的な対策について、市民がイメージできるような具体的な記載をすべき。</li> <li>・低水路の礫河原部分は保全し、具体的な管理方法を示すべき。</li> <li>・「関係機関や地域住民と・・・」を「関係機関や関係市民活動団体、地域住民と・・・」に修正すべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見の趣旨については、原案「5.1.3 (2) 自然環境の保全と再生」及び「5.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項」に記載しています。</li> <li>・なお、具体的に記載すべきとのご意見については、河川環境は変化に応じて順応的に対応していくことが重要との認識から、学識経験者等の意見を聴きながら順応的に対応していきます。</li> <li>・また、地域住民という記載は、関係市民活動団体を含むものとして記載しています。</li> </ul>
	47	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川空間の適正な利用について <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川空間の適正な利用の「適正」という表現を修正すべき。また、リモコンヘリコプターなどの規制等もおこなうべき。</li> <li>・河口のモーターバイク、水上スキー、カヌーなどの規制についても記述すべき。</li> <li>・「関係機関と協議等を行い、・・・」を「関係機関や自然環境団体と協議等を行い、・・・」に修正すべき。</li> <li>・「地域住民や沿川自治体と・・・」を「地域住民や沿川自治体、市民活動団体と・・・」に修正すべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正という表現については、河川法等の法令に基づくものとして記載しています。</li> <li>・なお、河川の利用に当たっては、河川法により河川を管理する上で支障が生じる恐れがある行為以外については、自由使用が原則となっています。</li> <li>・また、危険な利用形態、不審物・不審者の有無、他の河川利用等へ悪影響を及ぼす迷惑行為につきましては、「相模川河川維持管理計画【国土交通大臣管理区間編】」等に基づき適切な措置を講じるよう努めてまいります。 <a href="http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000669619.pdf">http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000669619.pdf</a></li> </ul>

章節	論点 番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局及び神奈川県のお考え
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関という記載は、自然環境団体を含むものとして記載しています。</li> <li>・地域住民という記載は、市民活動団体を含むものとして記載しています。</li> </ul>
	48	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相模川下流部の私有地対策について</li> <li>・不法投棄などを起こらないようにするため、相模川下流部の私有地を減少させるべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見の趣旨については、原案「5.2.3(7)不法投棄対策」に記載しています。また、原案「2.3.(3)河川空間の利用」に記載しているとおり、自然地等の維持管理については、これまでも沿川自治体及び地域住民と連携して実施しており、今後も継続して実施していく必要があると考えています。</li> </ul>
	49	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不法投棄対策について</li> <li>・不法投棄対策は、主体的に河川管理者が実施する旨を、原案に記載すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見を踏まえて修正します。</li> </ul>
	50	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不法係留船対策、ホームレス対策について</li> <li>・不法係留船対策、ホームレス対策は引き続き継続的に実施すべき。</li> <li>・ホームレス対策について、具体の対策を記述すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見の趣旨については、原案「5.2.3(8)不法係留船対策」及び「5.2.3(9)ホームレス対策」に記載しています。</li> <li>・なお、ホームレス対策については、様々な対応ケースが想定されるため、個別の事案に応じた対策をまいります。</li> </ul>
5.2.4 総合的な土砂管理に関する事項	51	<ul style="list-style-type: none"> <li>・磯部頭首工の改築について</li> <li>・磯部頭首工についての対策は、「改築」という表現は適切でないため、修正すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・磯部頭首工においては、土砂堆積による河道断面の不足、土砂移動の不連続性を解消するための対策を行うことから、「改築」という表現が適切であるとと考えています。</li> </ul>
	52	<ul style="list-style-type: none"> <li>・磯部頭首工に関する具体的な対策について</li> <li>・磯部頭首工を改修していくための具体の計画を示すべき。</li> <li>・磯部頭首工の改築の具体的内容を原案に記載すべき。</li> <li>・磯部床止下流の左岸堤防際の深掘れ対策においては、計画の策定段階から流域住民との意見交換を実施すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川整備計画は、河川工事の目的・種類・施行の場所等を定めるもので、必ずしも個別工事毎の工法等を示すものではありません。</li> <li>・具体的な進め方及び改築内容については、今後検討してまいります。</li> </ul>

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局及び神奈川県の方考え方
	53	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利水関係者との協議について</li> <li>・磯部頭首工の改築については利水関係者と十分協議の上と追記すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見を踏まえて修正します。</li> </ul>
	54	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定堰の改築について</li> <li>・小沢頭首工の改修は必要ないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・磯部頭首工は流下断面が不足しているため改築を行いますが、小沢頭首工については流下断面の不足は生じていないため、改築の必要がないと考えています。</li> </ul>
	55	<ul style="list-style-type: none"> <li>・置き砂等の実施について</li> <li>・置き砂等の実施に当たっては、外来植物種子の混入を防除する旨を追記すべき。</li> <li>・茅ヶ崎海岸への養浜で、帰化植物の種子が入り込んで在来種に影響を与えているため、対策を考えるべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・置き砂等については、環境に配慮して実施することを基本としており、いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</li> </ul>
	56	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土丹の露出対策について</li> <li>・土丹の露出対策として、現在実施している水制工事も原案に記載すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見の趣旨については、原案「5.2.4 (3) 流砂系で継続して実施する対策・モニタリング」に記載しているとおり、三川合流点付近の土丹の露出に対しては、土丹被覆等の対策を継続して実施することとしています。</li> <li>・なお、対策の実施に当たっては、水制工対策も含めた検討を実施してまいります。</li> </ul>
	57	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流砂系で継続して実施する対策・モニタリングについて</li> <li>・「水生生物の生息の場」は、「水生生物の生息・生育の場」に修正すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見を踏まえて修正します。</li> </ul>
	58	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的な土砂管理について</li> <li>・総合的な土砂管理については、将来に向けて、効果的な対策を実施すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合土砂管理に関する具体的な対策の実施については、「相模川流砂系総合土砂管理計画」において今後検討してまいります。</li> </ul>

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局及び神奈川県のお考え
6.1 流域全体を視野に入れた総合的な河川管理	59	<ul style="list-style-type: none"> <li>流域全体を視野に入れた総合的な河川管理について</li> <li>流域対策として、人工的な対策ばかりでなく、今ある自然を活用する対策も検討すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご意見の趣旨については、原案「6.1 流域全体を視野に入れた総合的な河川管理」に記載しています。</li> </ul>
6.2 地域住民、関係機関との連携・協働	60	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民、関係機関との連携・協働について</li> <li>行政や市民等の具体的な役割と機能を明確にするべく、形式的な懇話会だけでなく、実質的な話し合いを恒常的に持つべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご意見の趣旨については、原案「6.2 地域住民、関係機関との連携・協働」に記載されている内容を踏まえ、今後検討してまいります。</li> </ul>
その他	61	<ul style="list-style-type: none"> <li>農政協議について</li> <li>河川整備計画を策定するにあたり、各農政関連協議を着実に実施すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農政協議などの関係機関協議、連絡調整などにつきましては、適切に実施してまいります。</li> </ul>
	62	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川整備計画に対する意見聴取の場について</li> <li>住民の意見を取り入れられるような場を継続すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご意見の趣旨については、原案「6.2 地域住民、関係機関との連携・協働」に記載されている内容を踏まえ、引き続き実施してまいります。</li> </ul>
	63	<ul style="list-style-type: none"> <li>原案の表現について</li> <li>専門・行政用語の簡潔な解説文を添付すべき</li> <li>重要種や外来種等の解説用写真を添付すべき</li> <li>関係行政、関係機関やNPO・河川協力団体など関係機関の名称の統一を図るべき</li> <li>「必要に応じて」「必要となる場合」「必要がある場合」等の表現は可能な限り削除し、実行性の高い計画とすべき。</li> <li>「保全・再生」と「改善」の使い分け、「ネットワークの形成」と「連続性の維持」の使い分けについて、再検証すべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>簡潔な解説文や解説用写真を添付すべきとのご意見については、今後の参考とさせていただきます。</li> <li>関係機関の名称の統一については、ご意見を踏まえて修正します。</li> <li>整備や対策等の実施に当たって、検討や調整等が必要な内容については、「必要に応じて」等を記載しています。</li> <li>また、個別の事項に応じて、「保全・再生」と「改善」及び「ネットワークの形成」と「連続性の維持」を使い分けて記載しています。</li> </ul>
	64	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川環境管理基本計画との対比について</li> <li>相模川水系河川環境管理基本計画と本計画案との対比表を添付すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「相模川水系相模川・中津川河川整備計画」は、昭和63年に策定した「相模川水系河川環境管理基本計画」とは異なるものであるため、対比表の作成はできません。</li> </ul>